

# 社員の皆さまへ

- 「扶養控除等異動申告書」を提出済の方へのご案内 -

**令和6年6月から、所得税・住民税の  
「定額減税」が実施されます。**

## お知らせ

既に提出済の **【扶養控除等異動申告書】** に  
変更がある方(扶養者の増減など) は、  
本社の総務経理部 (043-247-6466) へご連絡ください。

※期日：4月30日

## 定額減税とは？

一定の要件のもと、令和6年分の所得税と住民税が減税され、  
給与や賞与からの控除額が少なくなり、手取り額が増えます。

**※ 1人当たり合計4万円 (所得税3万円、住民税1万円)**

減税額は以下の表のとおりです。

令和6年分の所得税と個人住民税を対象に減税が実施されます。

税目	種別	減税額
所得税	本人※1	<b>3万円</b>
	同一生計配偶者※1 ※4	3万円
	扶養親族※1	3万円/人
個人住民税 (所得割)	本人※1	<b>1万円</b>
	控除対象配偶者※2 ※5	1万円
	扶養親族※2	1万円/人
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者※2	1万円※3

※1 居住者に限る ※2 国外居住者を除く ※3 令和7年度分の所得割の額から控除

※4 「同一生計配偶者」 = 納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額48万円以下

※5 「控除対象配偶者」 = 同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

## 対象者は？

①当社に【扶養控除等異動申告書】を提出済の方 ※甲欄の方

※他の人が扶養している家族は対象外となります。

②6月1日以前に当社へ入社の方

※6月2日以後に入社の方は給与や賞与での減税は行わず  
年末調整時に精算を行うこととなります。

③令和6年の予定年収が2,000万円(所得1,805万円)以内の方

※令和5年の年収が2,000万円を超えている方は住民税の減税対象外となります。

## 減税方法は？

所得税と住民税では、減税方法が異なります。

### ■所得税

- ・令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から控除となる所得税が少なくなります。
- ・令和6年分の年末調整までに減税額に達しなかった分は、年末調整の際に精算します。

※年末調整でも減税しきれなかった分は令和7年に給付措置が行われる見込みです。

### ■住民税

- ・令和6年6月分：0円です。
- ・令和6年7月分から翌年5月分：『（年間の住民税額－減税額）÷11か月』で計算した金額になります。

## その他

この内容は、主要な部分をまとめたものになります。

その他の要件など情報は当社のホームページをご覧ください。